

環境アセスメント

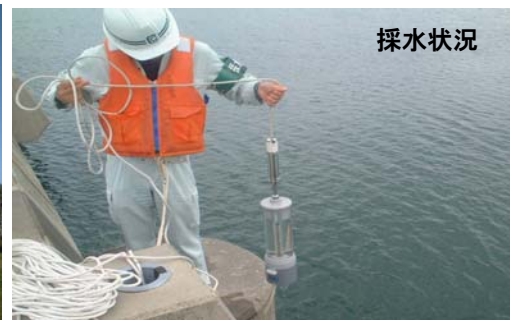
瀬戸内法のことなら

(株)環境防災にお任せを!



各種法令に基づく環境アセスメント

- 環境影響評価法
- 瀬戸内環境保全特別措置法
- 大規模小売店舗立地法
- 廃棄物の処理及び清掃に係る法律
- 各県環境影響評価条例



● 瀬戸内環境保全特別措置法(瀬戸内法)に基づく環境影響調査とは、最大排水量50m³/日以上 of 事業所で特定施設の設置(変更)の申請には、環境影響事前評価書の添付が義務付けられています。

近年の環境アセスメント業務実績

- バッチャープラント建設に伴う環境影響評価業務
(福井トンネル、新橋トンネル、新府能トンネル、(国)379号万年トンネル)
- (仮称)総合教育センター整備事業環境事前評価書作成業務
- 大規模遊具施設建設に伴う環境影響評価(アスタムランド徳島)
- 産業廃棄物中間処理施設設置に伴う環境影響評価書作成業務
(株)フロンティア様、扇建設(株)様、山興建設(株)様(阿波市、藍住町))
- 大型店舗建設に伴う環境影響評価(バイキング徳島小松島店様)
- (株)三日市鋼管製造所様施設の増設に伴う環境影響評価
- (仮称)鯛丸様新築工事瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく環境影響評価業務
- キャンプ場建設に伴う環境影響評価(四国三郎の郷)

調査・分析から
対策まで、
環境分野を
トータルサポート!



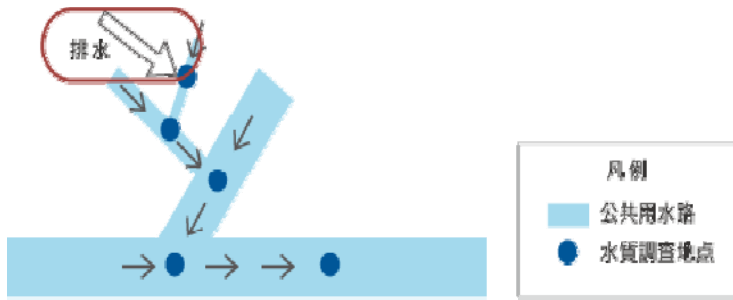
特定施設の設置に伴う環境影響評価

水質汚濁防止法施行令
(昭和46年政令 第188号)

別表第1 第55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント(トンネル工事等)

水質汚濁防止法施行令
(昭和46年政令 第188号)

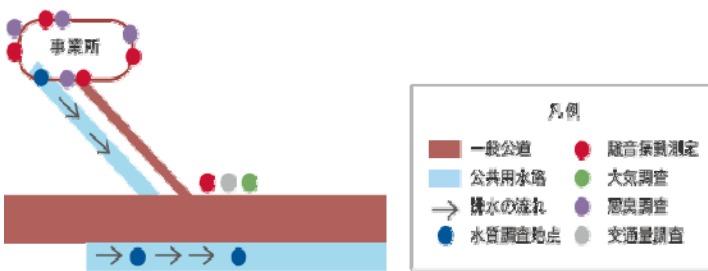
別表第1 第66の2~5 旅館業、共同調理場、弁当仕出し屋、飲食店、そば、うどん、喫茶(厨房施設)(瀬戸内海環境保全特別措置法:昭和48年法律第110号、徳島県生活環境保全条例:平成17年条例第24号)



調査事項	生活環境影響要因	処理水の排出
	生活環境影響調査項目	
水質	生活環境項目 (BOD,COD,SS,DO,大腸菌群数)	○
	栄養塩類調査 (T-P,T-N)	○
	その他必要な項目	○

産業廃棄物処理施設の設置に伴う環境影響評価

事業内容: 産業廃棄物中間処理事業
施設の名称: コンクリート、アスファルト等建設 廃材破碎施設



調査事項	生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	処理排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭漏洩	廃棄物廃棄物運搬車両の走行
大気汚染	二酸化窒素(NO2)		○	○	○
	浮遊粒子状物質(SPM)		○	○	○
	騒音	騒音レベル		○	○
	振動	振動レベル		○	○
水汚染	悪臭		○		
	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)または化学的浮遊物質(SS)	○		
		その他必要な項目	○		

事業登録

- ◇環境計量証明事業(濃度)
- ◇環境計量証明事業(音圧レベル)
- ◇環境計量証明事業(振動加速度レベル)
- ◇建築物飲料水水質検査業
- ◇地質調査業
- ◇適正計量事業所
- ◇土壌汚染対策法に基づく指定調査機関
- ◇建設コンサルタント業
- ◇測量業
- ◇補償コンサルタント業
- ◇作業環境測定登録機関
- ◇JNLA登録試験事業者

株式会社 環境防災

本社: 〒770-0046
徳島県徳島市鮎喰町一丁目57番地
TEL: 088-632-0111(代)
FAX: 088-631-5438

お気軽にお問合せください

ご購入・お問合せ等はお電話やメールで
お気軽にお寄せください

TEL 0120-32-0113
平日9:00~17:00